2026年10月9日

各位

株式会社丸の内キャピタル

本日の証券取引等監視委員会の報道発表について

本日、証券取引等監視委員会から、2024年6月に公表されたエムキャップ十二号株式会社による株式会社永谷園ホールディングスの普通株式に対する公開買付けに関する内部者取引（以下「本件事案」といいます。）について、三菱商事㈱に勤務していた元従業員に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告した旨が公表されました。

本件事案は、当社または当社役職員を対象とするものではなく、当社から不適切な情報の漏洩があったものでもございません。

しかしながら、証券市場の公正性・信頼性を損なう行為が行われたことは大変遺憾であり、当社としても真摯に受け止めております。

当社は、今後も引き続き、情報管理体制の維持・向上およびコンプライアンス意識の徹底に努めてまいります。

以上